

平成 29 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 初 穂 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 悟  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 7 4 2 5 )  
問 合 せ 先 経 営 管 理 室 長 成 田 哲 人  
電 話 0 5 2 - 2 2 2 - 1 0 6 6 ( 代 表 )

## 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 59 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を、100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合の方法・比率

平成 29 年 7 月 1 日をもって、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、10 株につき 1 株の割合をもって株式併合いたします。

###### ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 12 月 31 日）	8,701,656 株
株式併合により減少する株式数	7,831,491 株
株式併合後の発行済株式総数	870,165 株

(注) 株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

###### ④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	649 名 (100.00%)	8,701,656 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	89 名 (13.71%)	114 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	560 名 (86.29%)	8,701,542 株 (100.00%)

(注) 現在 10 株未満の株式のみご所有の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日 (平成 29 年 7 月 1 日) をもって、株式併合の割合と同じ割合 (10 分の 1) で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成 29 年 7 月 1 日付)
23,400,000 株	2,340,000 株

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 59 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 29 年 7 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 59 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年7月1日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

#### (2) 定款の一部変更の内容

現行の定款と変更案は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>23,400,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,340,000株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成29年7月1日とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削除されるものとする。</u>

### 4. 日程

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日       | 平成29年2月23日     |
| (2) 定時株主総会決議日     | 平成29年3月28日(予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日    | 平成29年7月1日(予定)  |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年7月1日(予定)  |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成29年7月1日(予定)  |

(注) 上記の株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成29年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成29年6月28日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

以上

## 【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位として用いられている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

- A. 全国の証券取引所では、投資家の皆様の利便性を向上させるため、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めております。また、東京証券取引所は、個人投資家の皆様が投資しやすい環境を整備するために、望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示し、上場企業に対して望ましい投資単位水準への移行及び維持に努めるよう要請しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、売買単位の変更後も投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

### Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となります。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

### Q 5. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q 6. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株式併合及び単元株式数の変更を同時に行うため、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例 1	2,400 株	2 個	240 株	2 個	なし
例 2	1,392 株	1 個	139 株	1 個	0.2 株
例 3	997 株	0 個	99 株	0 個	0.7 株
例 4	9 株	0 個	0 株	0 個	0.9 株

株式併合の結果、端数株式(1株に満たない株式)が生じた場合(上記の例2, 3, 4のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、お支払代金につきましては、平成29年9月頃にお支払させていただきます予定にしております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が9株以下の場合(上記の例4の場合)は、この9株については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。  
 具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問合せ先】**

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
 電 話 0120-232-711 (通話料無料)

以 上